

京都市上下水道局告示第39号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

令和3年9月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名等

(1) 指定番号671号 業者コード753号

大阪府高槻市城西町11-16

株式会社高木工業所

代表取締役 高木 祐樹

(2) 指定番号402号 業者コード484号

京都府亀岡市保津町西馬場14-1

岸谷左官工芸

岸谷 正作

2 廃止年月日

(1) 株式会社高木工業所

令和3年9月8日

(2) 岸谷左官工芸

令和3年9月10日

(上下水道局水道部水道管路課)